

# 「厚沢部町清水地域森林整備推進協定」に基づく 森林共同施業団地の設定について(概要)

## 1 目的

安全で豊かな水の供給、災害の防止、森林資源の循環利用の促進等、森林の有する多様な機能の高度発揮を図るため、厚沢部町と北海道森林管理局檜山森林管理署が、隣接する清水地域の森林において森林共同施業団地を設定し、森林整備の方法、事業に必要な作業路網及びその他施設の設置並びに維持管理に関する事項などを定め、もって町有林と国有林が一体となって森林整備を推進することを目的とする。

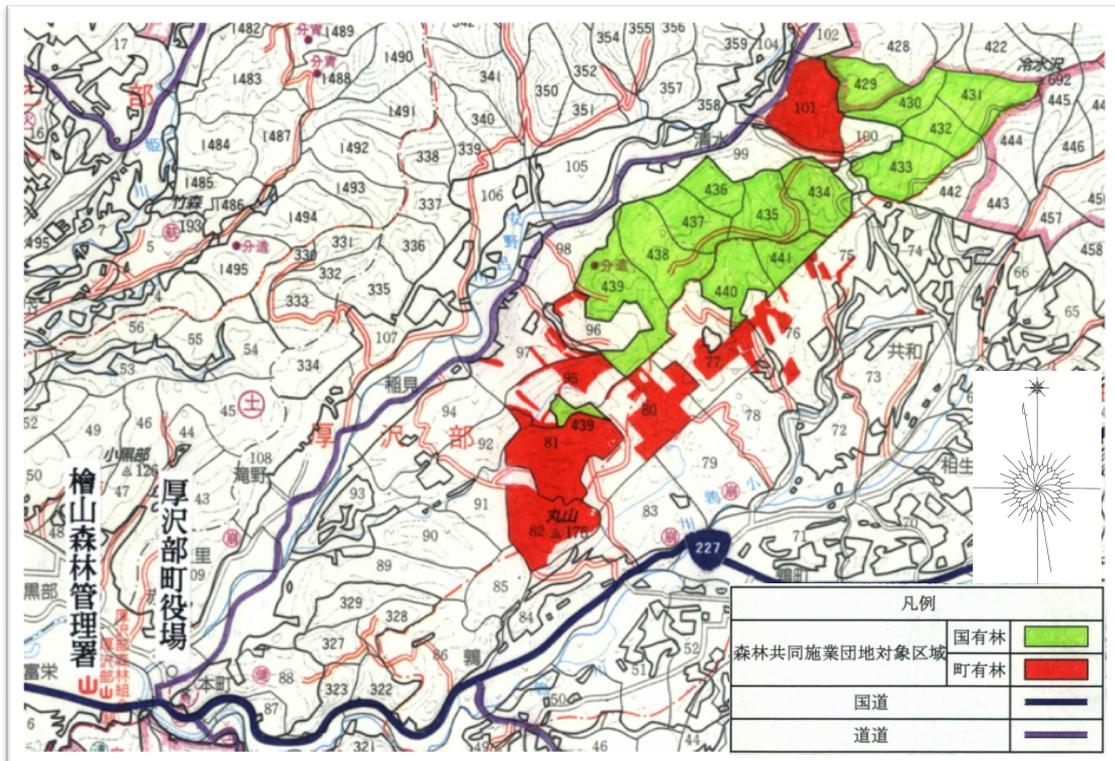
## 2 経緯

厚沢部町と檜山森林管理署は、地域内の人工林の資源が充実し利用可能な段階を迎える中において「森林・林業再生プラン」の実現に向けて、

- (1) 効率的かつ集約的な森林整備の推進
- (2) 地域材の安定的な供給
- (3) 必要な作業路網の整備

等を行うため協議し、協定の締結に至ったものである。

## 3 森林共同施業団地の区域



#### 4 厚沢部町清水地域森林整備実施計画

厚沢部町清水地域森林整備推進協定に基づく森林整備について、次のとおり実施計画を定める。

##### (1) 森林整備の目標に関する事項

- ア 施業団地は、国有林については、水土保持林として山地災害防止機能・水源かん養機能の発揮を重視する森林であることから、森林の整備に当たっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。また、町有林については、その多くが資源の循環利用林として木材等生産機能を重視する森林であることから、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進する。
- イ 具体的には、長伐期施業の推進、天然性広葉樹を積極的に保残するなどの適正な伐採方法を採用し、林床の安定化を配慮した適切な間伐を計画的に実施する。
- ウ 天然生林の的確な保全管理に努める。

##### (2) 森林の整備を行う森林の区域等

###### ア 区域

森林整備を行う森林の区域は、上記3に示す森林共同施業団地の区域とする。

###### イ 面積

施業団地の面積は、1,416haであり、うち本協定期間内における森林整備を行う面積は概ね333haで次表のとおりである。

表

	森林面積 (ha)	森林整備面積 (ha)	作業路網 (m)	備 考
国有林	902	108	11,675	
町有林	514	225	35,359	
計	1,416	333	47,034	